

## 第三者評価結果入力シート（児童養護施設）

種別	児童養護施設
----	--------

①第三者評価機関名  
 特定非営利活動法人ニッポン・アクティブライフ・クラブ

②評価調査者研修修了番号

SK18142
SK18141
SK2020131

③施設名等

名称：	花園精舎
施設長氏名：	照井 眞哉
定員：	40名
所在地(都道府県)：	大阪府
所在地(市町村以下)：	東大阪市吉田5丁目15番14号
T E L：	072-962-2132
U R L：	https://h-seisha.com
<b>【施設の概要】</b>	
開設年月日	1949/4/20
経営法人・設置主体（法人名等）：	社会福祉法人 花園精舎
職員数 常勤職員：	28名
職員数 非常勤職員：	10名
有資格職員の名称（ア）	家庭支援専門相談員
上記有資格職員の人数：	1名
有資格職員の名称（イ）	個別対応職員
上記有資格職員の人数：	1名
有資格職員の名称（ウ）	臨床心理士
上記有資格職員の人数：	2名
有資格職員の名称（エ）	栄養士
上記有資格職員の人数：	1名
有資格職員の名称（オ）	保育士
上記有資格職員の人数：	2名
有資格職員の名称（カ）	嘱託医
上記有資格職員の人数：	1名
施設設備の概要（ア）居室数：	個室25 二人部屋3 三人部屋3
施設設備の概要（イ）設備等：	食堂
施設設備の概要（ウ）：	居間
施設設備の概要（エ）：	多目的室

④理念・基本方針

理 念	・生活しやすい環境 ・安定した衣食住の提供 ・明るい学園
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども達の人権擁護につとめます</li> <li>・子ども達と職員との心の交流につとめます</li> <li>・子ども達の養護と自立に向けて職員一同努力します</li> </ul>

⑤施設の特徴的な取組

- ・花園精舎の設立は昭和4年、少年保護団体「花園精舎」に始まり、児童養護関係に80年以上にわたり関わっている歴史のある施設である。昭和24年、児童福祉法による養護施設に転換し、その後、地域小規模児童養護施設「なでしこ寮」を開設している。
- ・平成31年4月（令和元年）に完成した新園舎（本体施設）は、小規模グループケア（ユニット形式）での生活を基本として、5つのユニットに分かれてい。各ユニットは少人数での生活スタイルになり、集団的なケアも個別的なケアも対応が行いやすく、子ども達は施設でありながら家庭的な雰囲気の中で生活することが根付いてきている。
- ・過去の第三者評価を受け、評価結果を受け止め、更に新ケア°体制に適した職員の配置・教育体制を図り、新しい時代の子ども養育を進めている。
- ・東大阪市のラグビーワールドカップ試合会場である花園ラグビー場の近くに望み、東側には生駒山を仰ぐ緑豊かな住宅地である。老若男女を問わず、若い世代の方々も多く住んでいる地域である。
- ・教育機関として幼稚園、小学校、中学校、また東大阪市立花園図書館、ドリーム21（プラネタリウム）も近く恵まれた環境である。また、子どもたちの遊び場として近隣に大小さまざまな公園と、花園ラグビー場公園がある。

### ⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2021/7/16
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2022/3/30
前回の受審時期（評価結果確定年度）	平成28年度

### ⑦総評

<p><b>【概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・花園精舎は、昭和4年創立の歴史と伝統のある施設である。昭和4年は世界恐慌が起こった年で、戦後は戦災孤児、現代は被虐待児童を収容し貫して子どもの養護に取り組んできた。</li><li>・施設の母体は地元の仏教寺院で、施設長はその住職であり地域のお寺として信頼は厚い。寺院と施設の距離も近く毎日のように顔を出し、子ども達からは慕われている。子どもや職員から通称「園長先生」と慕われている。</li><li>・定員40名の小規模な児童養護施設である。平成27年に地域小規模1施設を、平成31年新園舎で小規模グループケア5ユニットが完成し、中長期計画に掲げた施設のオールユニット化を実現できた。</li><li>・施設長の運営姿勢は、トップダウン型でなく職員参加型をむねとし、職員はユニットごと明るく子ども達に接する、働きやすい職場作りを考えている。</li><li>・実習校15校より、実習生46名を積極的に受け入れており、実習を経験した職員は「ここで働きたい」と応募し、「ここで働けて良かった」と話し、職員の採用につながっている。</li></ul> <p><b>【特に評価の高い点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・大舎制からユニット化になったことを契機として、職員は少人数の子どもと関わる時間が長くなり、「何も言わなくても、何かあったんと声をかけてくれる。」等、子どもの変化に気づきやすい関係が出来ている。子どもは個室が与えられている事でストレスを解消しやすく、個室ユニットへ移行以来強いてクールダウン手法を用いる機会はなかった。</li><li>・一時保護所の定員オーバーが収まらず、当施設でも一時預かりの子どもの受け入れをしている。</li></ul> <p><b>【改善が求められる点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・高校卒業後の進路について、就職を前提とした指導や環境は整えられているが、卒業後の進学を希望する子どもへの受験のために進路選択に必要な資料の提供を望む。</li></ul>
--

### ⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

<p>今回の評価結果を真摯に受け止め、理念・基本方針をもとに職員全員で協力をして、社会的養護を必要とする子ども達に対して、日々寄り添い支援を行っていきます。</p> <p>子ども達自身は、各々に状況等が全く異なっているため、子ども達の性格・個性に合わせた関わりを常に模索しながら、子ども達の笑顔のために努めています。</p> <p>対応の難しい子ども達が多く在籍している状況の中、各関係機関との連携も含め、職員間においても日々のミーティングや会議も行い、子ども1人1人の状況把握に努め、職員間の和も大切にしながら、施設内において働きやすい環境作りにも努めています。</p>
--

## 第三者評価結果（児童養護施設）

### 共通評価基準（45項目）Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

#### 1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者 評価結果
① 1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・理念、基本方針を事業計画やパンフレット、ホームページに記載している。理念は、施設の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。基本方針は、理念と整合しており、職員の行動規範となる具体的な内容である。</li> <li>・理念、基本方針は職員の採用時に説明し、毎月の会議でも周知している。</li> <li>・子どもや保護者等への周知が不十分である。入所時に保護者等に手渡している「入所時のお願い」に付属した分かりやすい資料を作成する等の工夫を望む。</li> </ul>	

#### 2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者 評価結果
① 2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉事業全体の動向を「社会的養護の課題と将来像」に基づく「家庭的養護推進計画」により具体的に把握・分析している。</li> <li>・地域の福祉計画は「家庭的養護の推進に向けた都道府県計画」の見直しに基づき、府市と調整しながら施設の小規模ユニット化の内容充実を推進している。</li> <li>・更に、環境変化に適切に対応した施設経営の維持や改善に向けて、把握された情報やデータを、中・長期計画や各年度の事業計画に反映されていることが必要です。各計画に情報やデータが反映さ定期的に施設入所を必要とする子どもの推移、利用率等の分析を行うことを望む。</li> </ul>	
② 3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中・長期計画＜社会的養護の教育・支援計画の策定と取り組み＞の中で現状分析を行い、具体的な課題や問題点を明らかにしている。</li> <li>・経営状況や解決すべき課題については、理事会において役員間で共有している。</li> <li>・経営状況や改善すべき課題については、各年度の事業計画書を職員会議・リーダー会議で職員に周知して、経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組を進めている。</li> </ul>	

#### 3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者 評価結果
① 4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中・長期的な計画を立て、家庭養護推進計画等に沿って取り組んでいる。</li> <li>・中・長期計画の内容は、中・長期ビジョンにとどまっておらず、中・長期ビジョンを実現するために期間中の各年度で具体的にどう取り組むかの計画が記載されておらず、中長期ビジョン、中・長期計画、単年度計画の関連が弱い。</li> <li>・継続的にPDCAサイクルを回すことを望む。</li> </ul>	

②	5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・単年度の計画と中・長期計画の関連が不十分である。</li> <li>・単年度の事業計画は単なる行動計画でなく、計画に沿って児童処遇並びに職員処遇に取り組んでいる。</li> <li>・単年度の事業計画は数値目標等を設定していないため、事業報告で、実施状況の評価を行うにあたり、進捗率等で表せない。</li> <li>・定性的な目標が多く、数値化して定量的な目標とすることを望む。</li> </ul>		
(2) 事業計画が適切に策定されている。		
①	6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員がユニットごとに前・後半期の活動のまとめを行い、それらを反映し副施設長が事業計画を作成している。</li> <li>・事業計画を年度当初に全職員へ周知し、毎月の職員会議においても事業計画を持参してその都度、確認を行い把握する事ができるようにしている。</li> <li>・令和2年度の事業報告が令和3年度事業計画に引き継がれていない。</li> <li>・中長期計画で各年度ごとに目標を設定し、事業報告でその達成度を評価し、次の年度に活かすことを望む。</li> </ul>		
②	7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	c
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画を子どもや保護者に対しての具体的な周知は行っていない。</li> <li>・事業内容については、要覧（パンフレット）等の説明を丁寧に分かりやすく行っている。</li> <li>・毎年年初の「花園精舎だより」で事業計画を子どもや保護者に対しての具体的な周知を行うことを望む。</li> </ul>		

#### 4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者 評価結果
①	8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ユニット毎に、職員が前・後半期の取組みのまとめを行い、それらを職員会議・リーダー会議で評価し、養育、支援の内容について組織的に評価を行う態勢を整備して、より良い児童処遇や職員処遇の向上に努めている。</li> <li>・平成28年に大阪府社会福祉協議会による第三者評価を受診し、その結果に基づき平成31年にそれまでの大舎制をユニット制に変更した。</li> <li>・年1回以上自己評価を行う事を望む。</li> </ul>		
②	9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年に大阪府社会福祉協議会による第三者評価の結果に基づき平成29年度から30年度にかけて新園舎の立替工事を行い、平成31年にそれまでの大舎制をユニット制に変更し、家庭養護推進計画に沿って取り組んでいる。</li> <li>・平成31年に中長期計画を作成し、職員間で課題の共有化が図られている。</li> <li>・改善策や改善の実施状況の定期的評価を行い、必要に応じて改善計画の見直しを行うことを望む。</li> </ul>		

## II 施設の運営管理

### 1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。		第三者 評価結果
①	10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設長は、毎月の職員会議・リーダー会議に出席して、児童・職員処遇への方針等について説明を行っている。</li> <li>・施設長は、毎年年初の広報誌「花園精舎だより」に自らの役割と責任について掲載し表明している。</li> <li>・施設長の役割と責任については運営規定と業務分担表に明示し、周知している。</li> <li>・事故、災害時の対応体制は、防災マニュアル、危機管理マニュアル等に明確化されている。</li> </ul>		

②	11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設長は、2年に1回開催される大阪府の施設長研修会、毎月の大阪府の児童施設部会へ出席し、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。</li> <li>・その結果については職員会議等において報告を行い職員に周知している。</li> <li>・施設長は、公益通報窓口になるなど、運営規定、法令順守規定に基づく取組を行っている。</li> </ul>		
(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
①	12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設長は、毎日のミーティングに出席し、施設内で共有されている情報をタブレットに目を通して、養育、支援の質の現状について評価、分析している。</li> <li>・子どもの現状把握に努め、養育・支援の質の向上につなげられるように子どもや職員に声掛けをして話をよく聴いている。</li> </ul>		
②	13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設長は、経営の改善のため会計事務所や社会保険労務士事務所と契約して毎月話し合い、働きやすい環境整備等に努めている。</li> <li>・施設の課題の一つである女性職員の結婚退職についても、各種休暇が取得しやすい環境を作って女性職員が結婚しても働き続けるようにしている。</li> </ul>		

## 2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者 評価結果
①	14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画書に「人材確保の基本方針」、「職員の確保と人材育成」、「職員の専門性の向上」明示している。</li> <li>・計画にもとづいた福祉人材の確保や育成を実施している。</li> <li>・養成校からの施設実習の受入、人材支援センターからの分野別現場体験の受入、ボランティアの受入れを積極的に行っている。</li> </ul>		
②	15 総合的な人事管理が行われている。	b
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画の中に「組織が求める職員像」（子どもの気持ちに寄り添い「子どもを愛する心」を基本とします）等を明確にしている。</li> <li>・社内規定に「人材育成の基本方針」、「人事異動」、「昇格・降格、解任」を定めに周知している。</li> <li>・職員処遇の水準について、社会状況も鑑み、会計事務所や社労士とも毎月話し合いを行い、対処している。</li> <li>・透明性のある基準にもとづき、公平に職員を評価すること、また、その基準の職員への周知を望む。</li> </ul>		
(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
①	16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・労務管理に関する責任体制は、施設長が人事労務管理、副施設長が勤務表作成と現任研修、総括が保健衛生、健康管理を担当し明確にしている。</li> <li>・断続勤務であるが、休憩時間の確保、有給休暇も取得しやすく働きやすい現場環境作りに努めている。</li> <li>・職員の有給取得は100%である。宿直も週1～2回に制限している。</li> <li>・今後も職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施することを望む。</li> </ul>		

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

① 17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

b

【コメント】

- ・職員一人ひとりに対しての目標管理の仕組みは構築していない。
- ・施設長、副施設長が日常的に職員一人ひとりに声掛けや個別に面接を行うなどして、コミュニケーションを図り、現状の把握に努めている。
- ・現行のインフォーマルな目標管理の仕組みを、制度的に整理して職員一人ひとりが自らが作成する目標設定も考慮して育成に向けた取組を行うことを望む。

② 18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

b

【コメント】

- ・中長期計画の中に「人材育成の基本方針」「職員研修計画」を明示している。
- ・年度事業計画の中に「組織が求める職員像」と具体的な「職員の確保と人材育成」、「職員の専門性の向上」が明示されている。
- ・職員の経験年数に応じた研修会への参加に努めている。
- ・施設が職員に必要なとされる専門技術や専門資格を明示し、職員本人の希望も踏まえて教育・研修を実施することを望む。

③ 19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。

b

【コメント】

- ・施設長、副施設長が、日常のコミュニケーションを密に行い、個別の職員の知識、技術水準を把握している。
- ・新任職員に子ども家庭センターの「子どもの権利ノート研修に参加させるなど、職員の経験年数に応じた研修会への参加に努めている。
- ・ユニットでの生活になった事に伴い、公平に研修会への参加が難しいのが現状であるが、今後その問題点の解決に努められることを望む。
- ・職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮することを望む。

(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

① 20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

a

【コメント】

- ・中長期計画に「学生の施設実習やボランティアを積極的に受け入れることを明文化している。
- ・積極的に実習生を受け入れており、令和2年度には15校、46人の実習生を受け入れた。
- ・実習生を受入るにあたり、オリエンテーション資料を整備している。
- ・職員の育成のためにも、職員が実習生に対して様々な講義を行い、職員のスキルアップにつなげている。
- ・学校側とは、社会福祉協議会が主催する「実習懇談会」で意見交換を行っている。

### 3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	第三者 評価結果
① 21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
【コメント】 ・施設のホームページに、施設の理念や基本方針、養育、支援の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報等を適切に公開している。 ・概要（パンフレット）に施設の理念、基本方針等について明示し、広報誌（花園精舎だより）等も配布して、社会・地域に対して周知に努めている。	
② 22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
【コメント】 ・経理規定を策定して事務、経理等に関するルールを明確にし、職員に周知している。 ・取引については、相見積もりをとって不正が生じないようにしている。 ・施設長が会計責任者、出納職員が財務会計を担当し、権限責任を明確にし職員に周知している。 ・毎月、会計事務所や社労士とも協議をし、各書類も閲覧して確認している。 ・規模の拡大に合わせ、外部の専門家による監査支援等について検討することを望む。	

### 4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。	第三者 評価結果
① 23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
【コメント】 ・事業計画に「関係機関との連携・協力体制の確立」として、（学校、地域との連携）、（市区町村と連携した在宅支援）を文書化している。 ・日常的な活動として、地域の子ども会活動にも積極的に参加している。 ・地域の人々に向けた日常的なコミュニケーションを心がけて、小学校の校庭開放の際にも参加して交流を深めている。	
② 24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
【コメント】 ・中長期計画に「学生の施設実習やボランティアを積極的に受け入れる」と記載し、基本姿勢を明文化している。 ・「総括」がボランティアの受け入れ、指導、招待、奉仕活動の調整を分担している。 ・主に現場体験でのボランティアの受入れに努めている。ボランティアは、子ども達と一緒に遊んだり学習サポートを中心に関わっている。 ・ボランティア受け入れに関わる職員の研修等を実施することを望む。	
(2) 関係機関との連携が確保されている。	
① 25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
【コメント】 ・年末年始の小児救急医療体制を把握し、職員間の共有化を図っている。 ・東大阪市や交野市の子育て支援課と随時連絡会等を行っている。 ・地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、守秘義務を順守した上で、子ども家庭センターを中心に随時話し合いを行っている。	
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	
① 26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
【コメント】 ・中長期計画の中で「地域における子育ての支援」として「地域におけるすべての子ども家庭を支援するため、ショートステイ等の子育て支援の取り組みを積極的に行う」ことを明文化している。 ・地域の児童福祉に対して、幼稚園や小学校、中学校とも連携を行っている。 ・地域住民との交流活動のための各種会議等には参加していないが、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握するためにも関係する外部組織との会合には極力参加することを望む。	

②	27	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
【コメント】			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・単年度事業計画に「学校、地域との連携」、「市区町村と連携した在宅支援」を明示している。</li> <li>・地域に開かれた施設として、地域の自治会にも参加し、防災訓練等にも参加している。</li> <li>・社会福祉分野にとどまらない地域貢献に関わる活動は実施していない。</li> <li>・地域コミュニティの活性化や街づくりなどにも貢献することを望む。</li> </ul>			

### Ⅲ 適切な養育・支援の実施

#### 1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。			第三者 評価結果
①	28	子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
【コメント】			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画書等に「子どもを尊重した養育、支援の実施について」明示し、職員に周知している。</li> <li>・子どもの権利ノートの研修会へも参加している。</li> <li>・子どもの尊重や基本的人権について、職員はユニットごとに前期・後期に取組のまとめを行い、それらを職員会議、リーダー会議で評価を行い、必要な対応を図っている。</li> </ul>			
②	29	子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	a
【コメント】			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画書等に子どものプライバシー保護、個人情報保護に努めることを明示している。</li> <li>・新園舎になり、大舎制からユニット制に変わり、個室になった事に伴い、よりプライバシーを確保する事が出来るようになった。</li> <li>・子どもや保護者等にプライバシー保護に関する取り組みを周知している。</li> </ul>			
(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
①	30	子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
【コメント】			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・要綱（パンフレット）に理念や基本方針、養育、支援の内容や施設の特徴を紹介している。</li> <li>・入所時や入所後においても分かりやすく丁寧に説明を行い、子どもにも保護者にも納得をしてもらっている。</li> <li>・更に養育・支援内容がわかりやすく説明された印刷物の作成、ホームページの作成、公共施設へのパンフレットの配置、見学希望者への対応等、子どもや保護者等が情報を簡単に入手できるような取組、子どもや保護者等にとってわかりやすい工夫を期待する。</li> </ul>			
②	31	養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	b
【コメント】			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもや保護者等が自らの状況を認識できるよう説明している。</li> <li>・施設が行う養育、支援についてわかりやすくなるよう説明している。</li> <li>・子どもには毎日の日課を説明して、子どもが自主的に選択することが出来るようになっている。</li> <li>・保護者には、面会時等に至った経緯についてわかりやすく説明を行っている。</li> <li>・子どもや保護者等への説明内容が具体的記録を書面で残す工夫を望む。</li> </ul>			
③	32	養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a
【コメント】			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・養育、支援の内容の変更にあたり、従前の内容から著しい変更や不利益が生じないよう配慮している。</li> <li>・子ども、保護者、子ども家庭センター、施設の四者での話し合いを重ね、出来る限り子どもや保護者の意志を尊重している。</li> <li>・施設を退所した後も、施設として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。</li> <li>・退所後のアフターフォローについても説明を行っている。</li> </ul>			

(3) 子どもの満足の向上に努めている。	第三者 評価結果
① 33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
<b>【コメント】</b> ・子どもの満足に関する調査は行っていない。 ・子どもへの個別の相談面接や聴取については、普段職員は二人体制で勤務しており、毎日子どもの意見を聴いて、コミュニケーションを図っている。行事の企画等の際に子どもから意見を聴き、要望を取り入れている。意見を聴く際に行事以外の話も行い現状把握に努めている。 ・無記名アンケートを実施して、子どもの満足に関する調査することを望む。	
(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。	
① 34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
<b>【コメント】</b> ・施設長が苦情解決責任者、副施設長が苦情受付担当者になり、苦情解決の体制を整備している。 ・苦情解決の仕組みを説明した掲示物を玄関に掲示している。 ・意見箱を設置して、対応策や解決策について、文書で明記を行っている。 ・令和2年の苦情の申出は、子ども関係が2件、保護者関係は2件であった。 ・苦情相談内容にもとづく取組が行われている。	
② 35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	b
<b>【コメント】</b> ・子どもや保護者等が相談をしやすい、意見を述べやすいスペースを確保している。 ・誰にでも相談する事が出来るようにしたり、相談するための場所をユニットから少しはなれた所や施設外で行っている。 ・子どもが自由に意見を表明できるよう、子どもと職員の関係づくりに取り組み、苦情解決の仕組みを玄関に掲示しているが、日常的に接する職員以外に、相談窓口を設置するなど直接相談しにくい内容の相談等複数の相談方法や相談相手が用意されて子どもへの周知を望む。	
③ 36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
<b>【コメント】</b> ・事業計画書に「入所児童やその家族からの苦情・相談に対しては、誠意をもって適正に対応する」と明示している。 ・意見箱を設置し、子どもの意見を積極的に把握する取組を行っている。 ・相談内容にもよるが、早期解決することが可能なものについては早急に対処を行っている。 ・時間を要する場合は、内容を精査して対処するように努めている。	
(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。	第三者 評価結果
① 37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
<b>【コメント】</b> ・事業計画書に「リスクに対応する危機管理体制づくりに努める」と明示している。 ・施設長が安全管理の責任者となって、管理体制を整備している。 ・危機管理マニュアルを作成し、全職員に周知している。 ・毎月の職員会議時にヒヤリハットの報告を行い、全職員で安心・安全な生活が送れるように努めている。	

<p>② 38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。</p>	a
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設長が衛生管理の責任者となって、管理体制を整備している。</li> <li>・感染症対策マニュアルを作成し、職員に周知し、感染症の予防や安全確保に関する研修を開催している。</li> <li>・コロナ感染症を予防するために施設内を一方通行とし、下校時には職員が立ち合い手洗い・うがいを徹底している。室内の換気を徹底して行い、子ども並びに職員も健康管理に努めている。</li> </ul>	
<p>③ 39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。</p>	b
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災マニュアルを作成し、災害時の対応体制を決めている。</li> <li>・「事業継続計画」(BCP)を策定している。</li> <li>・毎月の避難誘導訓練を行い、子ども並びに職員への災害意識の向上に努めている。</li> <li>・安否確認はLINEワークスを活用し、すべての職員に周知している。</li> <li>・食料や備品類等の備蓄リストを作成し、備蓄を整備している。</li> <li>・「事業継続計画」(BCP)の内容の見直し点検をして充実することを望む。</li> </ul>	

## 2 養育・支援の質の確保

<p>(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。</p>	<p>第三者 評価結果</p>
<p>① 40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。</p>	b
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画書で、養護支援に対する人権・権利・質の向上・自立の支援や各機関との連携協力・人材の確保と育成等が示されている。</li> <li>・日常生活支援には幼児日課指導計画、学童日課指導計画により実施されている。</li> <li>・標準的な実施方法に基づいて実施されていることを施設として確認するための仕組みを整備し、標準的な実施方法にそぐわない養育・支援が実施されている場合の対応方法の定めと見直しを期待する。</li> </ul>	
<p>② 41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。</p>	b
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入所時、子ども家庭センターから引き継ぐアドミッションケア援助計画を基に、自立支援計画を1年に一度立てている。個別ファイルで管理されている。</li> <li>・他の標準的な実施方法については養護施設に要望される事柄の変化や、基準の変化に伴う見直しは随時されているが、設備等の施設の環境に応じた業務手順等も含め、すべて文書が作成されているかも含め、整理されているかの見直しと、PDCAサイクル方法を利用する定期的な見直しを期待する。</li> </ul>	
<p>(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。</p>	
<p>① 42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。</p>	b
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入所時、子ども家庭センターから引き継ぐアドミッションケア援助計画を基に、自立支援計画が立てられ蓄積されている。</li> <li>・毎年、担当職員がリーダーの助言を得ながら支援計画を作成し必要に応じて心理職員が参加し、子ども家庭センターからの助言も貰っている。</li> <li>・毎年、処遇困難事例検討会議を行い、関係機関及び医師などを招いて実施している。</li> <li>・職員が子どもの自立支援計画目標を実践に反映する手段として、具体的な内容が記入され日常生活に落としむことを望む。</li> </ul>	

②

43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。

b

## 【コメント】

- ・各ユニット内に置いて担当職員とリーダーで日常生活を通して内容を確認し話し合いをしている。日々の記録にも書き入れている。
- ・自立支援計画は担当職員が主となり、リーダーの意見を貰いながら毎年作成し、子どもにも課題とすべきことを話している。
- ・自立支援計画での見直しを継続して行くために、分かり易く課題を明記する必要が有る。職員研修で支援計画書の記入方法の統一を実施する事を望む。
- ・自立支援計画の随時見直しの手順と、職員への周知方法も定めることを望む。

(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。

①

44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

b

## 【コメント】

- ・子ども一人ひとりの健康記録をファイルに残し・生活様子を定めた記録様式に記入し職員間で共有している。
- ・ユニット内では職員全員が自立支援計画の意図を理解し、生活の支援に立っている。
- ・ユニット内では少人数で、子どもの数も少なく一人ひとり子どもの生活の様子が職員全てに共有出来ている。
- ・項目の全体は出来ていると言えるが、理解しやすく共有しやすい環境の中で、経験則に基づいて進められている事もある。職員が口頭で相談しながら進めていき素早い対応をしている。把握されている子どもの強みや長所、あるいはこれらの発見などについて配慮しながら記録することや、子どもの課題に計画的に取り組む仕組み作りを望む。
- ・今年度から順次データベース「チャイルドシート」に移行し、4月には全面移行の予定である。

②

45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

b

## 【コメント】

- ・個人情報保護規定を定め、責任者を施設長と取り決めている。
- ・記録の管理規程は児童福祉施設事務必携を参照とする旨が定められているが、管理規定に関するマニュアルが未整備である。実際の記録の保管状況、開示請求への対応、保存と廃棄を文書に表し職員全員に周知されると共に実施に至ることを望む。

内容評価基準（25項目）□

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

(1) 子どもの権利擁護	第三者 評価結果
① A1 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
【コメント】	
・運営方針で児童憲章・児童の権利に関する条約を基本として養護の実践に努めると記載し、重点項目に定めている。 ・懲戒に係る権限の濫用禁止について及び被措置児童等虐待対応ガイドラインを職員へ周知し、児童養護施設における人権擁護のためのチェックリストで自己点検をしている。 ・職員は担当制で子どもの一人ひとりの状態が把握できている。又ユニット内での支援はリーダーを中心に全職員が関わっている。事例によりユニットを超えて各リーダー間での話し合いが有る。 ・法人の母体は仏教であるが日常生活での宗教色はなく自由である。	
(2) 権利について理解を促す取組	
① A2 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	a
【コメント】	
・小規模化による5ユニットすべてに経験豊富な職員が携わり年齢、性別、成育状況に応じて1人ひとりに対応をしている。 ・入所時に子ども家庭センターより権利ノートの配付と説明を受けてきている。職員は権利ノートを用い子ども一人ひとりと権利の話し合いをしている。 ・職員は子どもに対し倫理教育や権利擁護への意識が高く、日常生活の中で現れる子どもの姿を捉えてトラブルの解決方法等にはじっくりと話を聞き納得のいくまで見守っている。 ・子ども家庭センターの職員を講師として、権利擁護についての研修を行っている。	
(3) 生き立ちを振り返る取組	
① A3 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	a
【コメント】	
・小学3年生になると冬休みに「生き立ち学習」の宿題が出されている。その機会を利用して職員と子どもが話し合い、保護者・家庭センターなどから今までの生き立ちについての話を聞き取る等、子どもの気持ちを押し量りながら向き合っている。 ・幼児から入所の小学生が、自分の机に生き立ちのスナップ写真を入れて、毎日見ている。 ・生き立ちを振り返る時には子ども一人ひとりの成長に合わせるよう、子ども家庭センターの担当者と話し合い、時期・方法などを相談している。	
(4) 被措置児童等虐待の防止等	
① A4 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
【コメント】	
・サービス規定にセクシャルハラスメントに関する労使協定を結ぶことを明記している。 ・子ども同士に関して、職員の配置数はゆとりがあり、通常は個室のドアを開けておくこと等、生活場面で目が行き届きやすい。また施設内死角一覧表を作成し職員間で気を付けている。 ・性と性の教育を実施し、特に「おとなになる女の子に」の資料を作成している。子どもの性に対する意識を高め自ら自分を守ることを教えている。 ・子どもから不適切なかかわりに関して意見が出やすいように日頃から些細なことも受け止めている。 ・第三者委員を設置している。 ・権利擁護の巻末に通告できる葉書があり、子ども達にそれを利用できることを説明している。	
(5) 子どもの意向や主体性への配慮	
① A5 職員と子どもが共生の意識を持ち、生活全般について共に考え、快適な生活に向けて子ども自身が主体的に取り組んでいる。	a
【コメント】	
・子どもが集まる食事時には会話が弾むように心がけている（コロナ禍で今は抑えている）。行事や、日常の決まり、日課の決めごとなどを話し合っている。子ども達が自分たちで生活をしている実感を持たせている。 ・問題や課題が生じた時には夕食後等を利用して、リビングに集まりみんなで意見を出し合って決めている。ユニットで解決できないことはリーダー会議やリーダー間で話し合い、後日納得するように説明を返している。 ・小遣い帳をつけ、中学生からは一人で買い物をし、小学生は職員と相談しながら自分で買い物をする練習をしている。	

(6) 支援の継続性とアフターケア		
①	A6 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・入所時には入所予定ユニットの当日宿直する職員（夜になって心細くなった時、安心できる）が施設内を案内し、施設内を案内しながらユニットの子ども紹介など、これからの生活場所の不安を取り除くことや人間関係の醸成につながるような配慮をしている。</li> <li>・入所前に子どもについて「児童養護施設入所児童アドミッションケアから援助計画」を基に子ども家庭相談所との話し合いが有り、子どもの入所理由・援助計画等を把握している。</li> <li>・措置変更がある事も視野に入れ、変更後の施設・家庭との話し合いをしている。</li> </ul>		
②	A7 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	b
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高校生になると、ユニットリーダーと将来何になりたいかどう生きていくのかの話が始めている。現在も独立した生活の為に退所前にマンションを借り、試し生活をしている子どもがいる。職員は頻りに様子を見に行き本番に備えて支援をしている。退所後就職自立としてグループホームに入った子どもとは連絡が取れている。</li> <li>・退所後の子どもは入所時の担当職員に面会に来ていて関係は良好であるが、時の経過を経ても常に花園精舎として受け入れ、退所時には相談ができる場所として連絡の出来るの窓口を書面で伝えておくなどの配慮を望む。</li> <li>・退所した子どもが集まれる行事（花見・夏祭り・お正月）の招待状を届けるなど、いつまでも花園精舎が心の拠り所となるような積極的なアプローチを望む。</li> </ul>		

## A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本		第三者 評価結果
①	A8 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	b
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援経験の長いユニットリーダーを中心に規定より多い職員を配置し、基本理念・養護理念を基本に年1回の自立支援計画を立てている。</li> <li>・まず「何故そうなったのか」「どうすれば良いか」をじっくりと聞き取り、子どもが心に何を思っているのかを大切にしている。複雑な関係には心理士が加わって問題の解決に当たっている。</li> <li>・担当の職員は子どもの様子を継続して記録し自立支援計画に反映し、他の職員と共有している。</li> <li>・施設内に設置されている4ユニット間の職員の連携は良く、ユニットを越えた関係性が有る。</li> <li>・子どもの入退所も少なく、施設の入り口にある事務室との関係がとても良い、明るく挨拶する子ども達の姿があった。</li> <li>・ユニット内では職員全員で関わり、子どもからは言いたいことを話をしようと思う職員はたくさんいるとの答えであった。</li> <li>・利用者アンケートに回答してくれた利用者は37名のうち2名であった。21名の回答者のうちでは職員の信頼に係る質問には平均的8割以上が”はい”と読み取れる回答があった。今後更なる信頼向上を期待する。</li> </ul>		
②	A9 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ユニット・小規模制に移行して、職員は大舎制との違いを受け止めている。</li> <li>・決められた日課指導計画に沿って日常の生活をしているが、少人数の日常生活で個別の関りが多くなり一人ひとりの行動も良く見えている。ユニット制になってからは無断外泊が0になった。子どもが自分の部屋に安心感を持ちストレスを貯め難い暮らしに移行している。</li> <li>・日常子どもの様子の変化に早く気づき易く、その時には個室で1対1で子どもの心に添った話し合いを心掛けている。</li> <li>・宿直の職員は必ず各階にいて、子どもの様子を見守っている。</li> </ul>		

③ A10 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。

a

【コメント】

・子ども達が進んで行動する様に、がんばり表を作ってシールが溜まるとゲーム券を渡すユニットや、良いことをしたらほめるメモを渡し、溜まったらシールに代えるユニットなど、子ども達の活気を生み出す工夫をしている。  
・子どもの自主性を重視しているが、職員は子どもの行動見守りチェック表にて子どもの生活にゆるみが無い事の確認をしている。  
・高校生の不登校の件では子ども・学校・担当等と時間をかけて何回も話し合い、子どもが自ら不登校を克服した例が有る。

④ A11 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。

a

【コメント】

・6歳児は幼稚園に通っている。5歳未満は園内保育をしている。  
・コロナ禍が続き子ども達は学校から学習用タブレットを貰い使っている。宿題のほかタブレットに入っているゲームにも親しんでいる。外出が制限される中長期休校時には、庭でテントを張ってキャンプを企画した。  
・近隣には図書館、ラグビー場、整備の整った市立公園が有り時期を見て出かけている。  
・子どもの遊びには学生ボランティアを受け入れ、室内遊び、学習補助などを支援してもらっているが、コロナ禍で中止している。

⑤ A12 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。

b

【コメント】

・長期計画を達成し、すべて大舎から小規模・ユニット制に変更出来た。新しい施設では個室・台所・お風呂・洗濯等の機会を捉え、毎日の身だしなみ・しつけ等、生活習慣を家庭的な環境で行える。日常の生活を通して習得できる環境が出来ている。  
・中高生はできる子どもから、日常の健康自己管理を意識し通院予約を取り、ドクターとの診察内容を把握し職員に伝えている。  
・高校生にはスマートフォンを持つことが許可されている。SNSを使用することによる問題が起きないように使い方について説明をしている。  
・5歳児は幼稚園に通っている。幼稚園前の幼児が園内保育されているが園内保育でも3・4歳児には幼児保育に関するプログラムを用意し、計画的な保育内容を一考されることを期待する。

(2) 食生活

① A13 おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。

a

【コメント】

・少人数での食卓は食事を食べながらの会話が許され、その日の出来事など職員・子ども間で話が弾んでいる。  
・ご飯と、汁物はユニットで用意し、副食は調理室から運ばれてくるが温かいものは暖かく適温になっている。  
・調理は外注であるが、食事の内容には当施設の栄養士が関わり各ユニットからの意見・残食をチェックしている。アレルギーへの対応準備は有るが、現在は対象の子どもがいない。  
・ユニットでの台所を使った料理やおやつ作りを企画し作る楽しさ味わっている。食事の準備・後片付けは自分たちでしている。陶器のお茶碗を使用しているので、お茶碗が割れる経験をして驚いたということも有った。

(3) 衣生活

① A14 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。

a

【コメント】

・季節に合わせた衣服が用意され、汚れた服をそのまま来ている子どもはいない。洗濯物は各自自分の部屋で管理し整頓している。  
・中高生以上は服の買い物も一人ででき、自分のものは自分で洗濯をし、アイロンもユニット毎に準備されている。  
・小学生までは職員がその子に合ったサイズで準備しているが、職員と相談をしながら好きな服を買いに出かけている。

<p>(4) 住生活</p>	<p>① A15 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設全体は掃除専門の職員がいる。ユニットは共有部分は職員が行っているが、子ども達が交代で掃除当番をしている。</li> <li>・子ども達は個室が与えられ、基本的に自分の部屋は掃除や整理整頓は自己管理である。学校の道具・所有物など持ち物のは個室にある。</li> <li>・月1回、職員は備品等の破損や・整理整頓を改めて点検し破損箇所がそのままになっていないか環境の乱れに注意している。</li> </ul>		
<p>(5) 健康と安全</p>	<p>① A16 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・嘱託医による年1回の検診が有り、子どもの発育状況が記録されている。</li> <li>・健康上の配慮を要する子どもにはユニットごとに引継ぎされ、観察対象となっている。</li> <li>・子ども日々の様態の変化時は嘱託医に相談をし、適切な指示を貰って対処している。近隣の医者の開院状況を調べて急な体調変化にも困らない対応に備えている。</li> <li>・服薬・管理はユニットにて責任を持って、子どもの成長に応じて服薬管理も教えている。</li> <li>・日常の健康状態の変化には経験の長いリーダー職員が対応すると共に他の職員へのOJTを実施している。</li> </ul>		
<p>(6) 性に関する教育</p>	<p>① A17 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。</p>	<p>b</p>
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各ユニットごとに、子どもの成長を見て一人ひとりの特性に合わせて、その状態を把握し話し合いをしている。</li> <li>・経験ある職員で適切な対応がされ子ども達の成長は担保されているが、性については年齢、発達の状況に応じたカリキュラムを用意し、小学生・中学生・高校生と分けた集団での学習会を設け、性への関心を深めること、又職員研修に外部講師を招くなど性への課題を学ぶ機会を研修する等を期待する。</li> </ul>		
<p>(7) 行動上の問題及び問題状況への対応</p>	<p>① A18 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小集団で子どもの顔を見ながら生活した担当職員制も取り入れている。子どもの心の変化にも気づきやすい、こちらから何も言わないのに先生が何かあったのかと聞いてくるとのことばを聞いた。職員はまず対話を心掛けている。</li> <li>・子ども達が個室で生活する様になり自室に入った時の安心感はストレスをため込むことの解消に役立っている。個室で暮らすようになってから、職員は子どもの暴れる・無断外出等の問題行動が減ったと変化に気が付いている。子ども達も自分の部屋が有るから安心すると話した。</li> <li>・子ども家庭センターの職員による1年に1回の訪問が有り状況説明や相談をしているが、急ぐときはその都度相談等で連絡を取っている。</li> </ul>		

② A19 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。

a

【コメント】

・職員の配置、勤務形態等に気を使い職員が働き易く職務に励むよう、既婚、出産、子育ての女性職員に対する配慮が有り、職員からも勤務に満足の声がある。  
・小規模・ユニット化に当たり、子ども同士の関係性、年齢、障害などの条件を何度も話し合いを積み重ねた上決めた。ユニット替えも視野に入れ、毎日の生活を把握している。  
・施設長は時間の許す限り施設内を回り、子どもに声をかけている。職員も施設長の姿が見えると落ち着くとの事である。子ども児童相談所との連携は常態化している。

(8) 心理的ケア

① A20 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。

b

【コメント】

・心理療法室を設け、心理士を2名（非常勤）を配置し、年齢相応の心理的発達人格形成を図ることを目的とし心理療法に当たっている。  
・心理士は、日常場面での子どもの言語を観察・分析して直接処遇の職員と共に情報を共有し、また支援方針会議へ出席している。保護者や子ども家庭センターにも職員と共に連携を取りながら子どもの支援に当たっている。  
・心理士の職務として職員への研修も記載されているが、まだ職員へのスーパービジョンや心理職へのスーパービジョンの活用までは至っていない、今後の計画を期待する。

(9) 学習・進学支援、進路支援等

① A21 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。

b

【コメント】

・自室の机に一人ひとりの机・ロッカー・引き出しが有り学習できる環境が整っている。学校での放課後学習会も有る。成長に応じて職員が学習準備チェックリストを持ち学習生活習慣のつくように支援している。  
・基礎学習支援には毎日プリント3枚を課題とし、できる喜びを持つようにしている。私立高等学校にスポーツ推薦を受け通学している子、支援学級、支援学校にも通う子どもがいて、子どもの無理のない成長を見守っているが、現在塾へ通いたいという子どもの希望はない。  
・職員は子どもの自主性を重んじると共に、積極的に学習に取り組む事の大切さを教え、子どもが自ら気づいて高校卒業後には専門学校や大学を目指す道がある事を教えるような方向も期待する。

② A22 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。

b

【コメント】

・高校入学した子どもへは3年間の中に自立を目指して、職員と共に様々な情報を探し一緒に進路に対する話し合いを始めている。  
・今年度には障がい者自立に向けて話し合いを進め、退園後グループホームでの生活に入った子どもがいる。  
・職員は経験のあるユニットのリーダーが担当し、子どもの最善な進路を資金面・生活面・精神面を合わせて考えている。  
・進路決定後のフォローアップ、学校の中退児童の就労支援を保護者とも話し合い共に進めているが、専門学校、更に大学を目指す子どもはいない。現在の社会は専門知識・できる子どもには大学への進学を目指した支援が必要とされている。そのために保護年齢の延長措置や、塾への補助金制度ができています。子どもとの話し合いの下から、学習への努力が、専門学校、大学を目指す気持ちに繋がる支援を期待する。

③ A23 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。

b

【コメント】

・施設では社会に出ていく子どもの支援について、アルバイトを奨励している。  
・高校生になると将来の進路を一人ひとり職員と考えていくプログラムが有り、金銭管理や、生活面の話し合いがもたれる。  
・近隣に商店街や会社がある地区で、自分でアルバイト先を見つけ、職場で交渉をする行為を学んでいる。  
・継続できない子どもには職員が関り、職場への話し合いに加わり、事業主との関係を結んでいる。  
・将来像の話し合いには、技能習得（運転免許、技能士）への選択肢を示すなど子どもの職業選択の幅を広げるかわりを期待する。

(10) 施設と家族との信頼関係づくり

① A24 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。

a

【コメント】

・保護者にはコロナ禍の状況下であるが、感染予防対策を行いながら面会・外出・帰宅を定期的実施している。  
・親子関係構築を目指して、施設・学校内の行事の連絡を行い、長期休校の前に保護者宛にハガキを出して子どもとの意思疎通を促している。  
・家庭引き取りを想定し、一時帰宅については子ども家庭センターと密に連携をし施設に戻った時の様子を注意深く見守り、継続した関係が続くように子どもと話し合いをしている。今年度男子児童の家庭への復帰を果たした事実がある。

(11) 親子関係の再構築支援

① A25 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。

b

【コメント】

・親子再構築には子どもの育成記録を基に 家庭支援専門員と、担当職員が中心となり子ども家庭相談所の意見を貰いながら、一時帰宅などを定期的に行い、随時家庭訪問を行って親子関係の様子を見守っている。  
・施設内に親子訓練室設けている。保護者からの相談や質問に応じ、又親子面会などで一緒に過ごす時間を経て家庭再構築を図っている。  
・今後、家庭支援専門員の位置づけをはっきり定め、構築のための積極的な企画を出していくことを期待する。